

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年9月13日から平成30年10月19日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部 子ども課及び幼稚園・保育園

- ・幼稚園（鶴城）
- ・保育園（一色東部、八ツ面、一色南部、白浜、福地南部、三和、幡豆、離島、鳥羽）

(2) 対象期間

平成30年4月1日から平成30年7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 子ども課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあつた。
- (イ) 契約書に、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項の記載のないものが散見された。
- (ウ) 支払遅延利息率が、2.7%に訂正されていないものがあつた。
- (エ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものが散見された。
- (オ) 契約書に加筆をした際の対応がされていないものがあつた。
- (カ) 契約書で求めている保険証書の添付がされていないものがあつた。
- (キ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた、再委託申請書の提出及び承認書の通知がされていないものがあつた。

イ 表彰該当者の推薦等の決裁について、専決区分誤りがあった。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

ウ 臨時職員の年次有給休暇利用部分について、給与が支払われていないものがあった。支給事務のチェック体制を見直し、適切な事務処理をされたい。

エ 保育園において、勤務時間の割り振りに関する内規にない勤務時間が割り振られていた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(2) 幼稚園、保育園等

なし